

高等学校等の修学にかかる

がくひ ふたん けいげん せいど

学費負担を軽減する制度があります!



1 授業料・受講料に対する支援

【支援内容】保護者等の所得にかかわらず、**授業料等実質0円**

※ 令和8年度については、詳細が分かり次第、ホームページ等で御案内します。



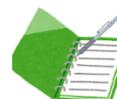
給付

2 授業料以外の教育費に対する支援 (高校生等奨学給付金)

【支援内容】年間**32,300円～143,700円**を給付

【要件・対象】**生活保護世帯、住民税非課税世帯**※ その他要件あり

※ 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満



給付

入学後申請

3 パソコンの購入費等に対する支援 (学びの変革環境充実奨学金)

【支援内容】年間**25,600円**を給付

【要件・対象】**住民税非課税世帯**※ その他要件あり

※ 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満



給付

入学後申請

4 学資金の一部を貸付ける支援 (高等学校等奨学金)

中学3年生9月～1月申請

【支援内容】入学準備金：高校入学前（令和8年2月頃）に**5万円～15万円**を貸付け

修学奨学金：高校入学後に**月額18,000円～35,000円**を貸付け

【要件・対象】年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満 その他要件あり



高校等卒業後に、返還していただく必要があります。借受けには2名の連帯保証人が必要です。

令和7年9月頃、募集開始予定！（中学校等を通じて御案内します。）



貸付け

5 定時制・通信制課程 勤労青少年に対する支援 (教科書給与、修学奨励金)

【支援内容】教科書給与：教科書等費用を給付

修学奨励金：学資金の一部を貸付け（卒業することにより**返還免除**）

【要件・対象】○年間の**就労日数が原則90日以上**である生徒

○生徒が独立して生計を営む場合は年間の**収入が279万円以下**

○各年において**必要な履修又は修得単位数**を満たしている生徒



給付

貸付け

入学後申請

制度内容は変更になる場合があります。（金額等は、令和7年度の額です。）
各制度の詳細については、県教育委員会のホームページをご覧ください。



広島県教育委員会
ホームページ

問合せ先

〔受付時間〕 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

No.	種類	連絡先
1	授業料・受講料に対する支援	広島県教育委員会 教育支援推進課 就学支援係 (電話 082-222-3015) 私立高校生への支援については、広島県環境県民局 学事課 修学支援担当 (電話 082-513-2755)にお問合せください。
2	授業料以外の教育費に対する支援	
3	パソコンの購入費等に対する支援	
4	学資金の一部を貸付ける支援	広島県教育委員会 教育支援推進課 企画調整係 (電話 082-513-4996)
5	定時制・通信制課程 勤労青少年に対する支援	